

獣医学教育に関するOIEの提言

OIEアジア太平洋地域事務所 石橋朋子



1. OIE国際基準における獣医学教育の扱い
2. 新卒者が備えているべき資質能力
3. モデル・コア・カリキュラム
4. 継続教育についてのガイドライン
5. 獣医学教育機関のtwinning
6. 第3回グローバル・コンフェレンス



1. OIE国際基準における獣医学教育の扱い

陸生動物衛生規約

第3.2章 獣医サービスの評価

14条 獣医サービスを評価するために必要な情報

4項 人的資源

a. 獣医師

vi. 獣医学教育

- 獣医科大学の数;
- 獣医学教育課程の年数;
- OIE陸生動物衛生規約の関係する章に述べられている良質の獣医サービスを提供するために新卒者が備えているべき資質能力に対応したカリキュラム;
- 学位の国際的な承認.

第3.4 獣医事法規

4条 獣医師および獣医師補助者

1項 獣医学・獣医科学

- b. 獣医師及び獣医補助者の最低限の初期教育及び継続教育の要件及び能力資質について定めること。



2. 新卒者が備えているべき資質能力

(提言の日本語訳が第4回会合の参考資料4-2として配付されている)

最低限の資質能力とは、OIE陸生動物衛生規約の関係する章に述べられている良質の獣医サービスを提供するために新卒者が備えているべき資質能力

資質能力には、技術、知識、姿勢、適正が含まれる。

基本的な資質能力とは、免許取得に必要となる最低限の資質能力であり、**一般的能力とOIEの権能に直接関係する具体的能力を含む**

臨床獣医科学と家畜生産(提言には具体的言及はない)

11種類

高度な資質能力とは、獣医当局で働くために必要となる最低限の資質能力

8種類

新卒者に求められるのは、1)基本的資質能力を習得していること、2)高度な資質能力について一般的に認識し、理解していること。

OIE

2. 新卒者が備えているべき資質能力

基本的資質能力のうちの
具体的資質能力とは。。。

1. 疫学
2. 越境性動物疾病
3. 人獣共通感染症(食品媒介疾病を含む)
4. 新興・再興感染症
5. 疾病予防・対策プログラム
6. 食品衛生
7. 動物用医薬品
8. 動物福祉
9. 獣医法規・倫理
10. 証明書の手続き
11. コミュニケーション技術

1. 獣医サービス組織
2. 検査と証明書の手続き
3. 伝染性疾病管理
4. 食品衛生
5. リスク分析の適用
6. 研究
7. 国際貿易の枠組み
8. 運営管理

高度な資質能力とは。。。

OIE

2. 新卒者が備えているべき資質能力

(例えば食品衛生の場合)

定義：食品衛生とは、動物由来食品の安全と適格性を確保するために必要となるあらゆる条件と措置をいう。

具体的な学習目的：

- と畜検査に参加できること（生体検査、解体後検査及び人道的と畜を含む）
- 農場における食品衛生措置について理解し、説明できること
- 動物衛生対策と獣医公衆衛生の統合（すなわち、臨床医師、公衆衛生医、リスク分析者と協力して安全を確保する獣医医師の役割）について理解し、説明できること。

学習目的：以下の諸点を一般的に認識し、理解できる。

- リスクに基づいたと畜検査（生体検査、解体後検査、人道的と畜及び衛生的な食肉処理を含む）
- 残留検査プログラム
- 畜産物のトレーサビリティ
- 食品加工場、加工畜産物の適切な保管、家庭での食品貯蔵と安全な調理、農場から食卓までの食品供給工程に関わるすべての人の健康と清潔

2. 新卒者が備えているべき資質能力

文書の性質：

- 提言であって、国際基準ではない
採用するか否かは加盟国次第
- すべての国に適用可能
規範的ではなく結果指向
- 陸生動物・水生動物の両方を対象とした資質能力
OIEの権能には水棲動物の衛生・福祉も含まれる
水棲動物の衛生・福祉が獣医当局の外にあることは多くの加盟国に共通する問題
- 各国独自の資質能力を加えることも想定
カリキュラムには自国の状況を反映させる必要がある

3. モデル・コア・カリキュラム

(2012年5月総会で策定を決議)

OIEは、質の高い獣医サービスの提供に関連する必修・基本カリキュラムについて提言を策定し、第81回総会(2013年)での検討に供すること。



位置づけ:

教育機関がカリキュラムの作成にあたって、“Competencies of Day 1 veterinary graduate”を反映させるためのガイド



概要:

- 22科目について、以下を記載。
 - 1) 教科内容の説明、
 - 2) 資質能力との関連、
 - 3) これを教えるべき教育課程の時期(前期、中期、後期など)
- 生化学、遺伝学、解剖学、生理学、免疫学、生物数学、動物福祉・行動学、寄生虫学、薬学・毒性学、病理学、伝染病学、微生物学、疫学、地域経済学・経営学、診断技術、獣医法制、群の健康管理、公衆衛生、食品衛生、職業倫理、コミュニケーション

3. モデル・コア・カリキュラム

(前提)

1. 入学時に学生が十分な基礎科学(物理、化学など)の理解を備えていること。
2. 新卒者に求められる資質能力のうち、OIEの権能力に直接関係する分野に比べ、医療、外科、画像診断、動物繁殖学、麻酔に関してはOIEが具体的な提言をする必要性は低いこと。従って、モデルにおいてはこれらの科目を一括して“臨床診断技術“としている。(免許を取るためにこれらの比重の高い国にあつては、教育機関はこれらの技術により重点を置く必要があることに留意。)
3. ”動物“、“動物群“、“関心のある種“とはそれぞれの国もしくは地域において獣医学的に関心のある動物を含むこと。たとえば、食料生産動物、野生動物、伴侶動物、使役・スポーツ動物など。

3. モデル・コア・カリキュラム

(例)

科目	時期	Day 1 Competencies			概要
		基本 (一般)	基本(具体的)	高度な資質 能力	
生物数学	早い段階	X	・疫学		生物数学とは生物学分野への応用数学で、生物医学統計、情報収集、一般的な数学及び統計学ソフトの使用方法的の教育を含む。学生に生物統計、試験設計、実験および調査の計画と実施、データの管理と分析、公開された情報の評価など、生物数学の基本原則について幅広く理解させること。
伝染性疾病	中期		・人獣共通感染症 ・疫学 ・越境性動物疾病 ・疾病予防・対策プログラム ・新興・再興疾病	・伝染性疾病管理	内容は、海外動物疾病、新興再興動物感染症、感染症などの科目名で教えられることもあり、また、微生物学や免疫学など他の科目でも横断的に教えられる。学生は具体的な疾病について包括的な理解(病原性、診断、感受性動物、経済・公衆衛生上の問題、予防対策プログラム)を教授される。特に、OIEリスト疾病、公衆衛生上重要な人獣共通感染症、また、自国にとって重要な動物種に関係する疾病に力点を置く。 8

3. モデル・コア・カリキュラム

(例)

科目	時期	Day 1 Competencies			概要
		基本 (一般)	基本(具体的)	高度な資質 能力	
食品安全・衛生	後期		・人獣共通感染症 ・疾病予防対策プログラム ・食品衛生 ・動物用医薬品 ・獣医法規と倫理 ・一般的証明手続き	・検査と証明手続き ・食品衛生 ・国際貿易枠組み	食品衛生の基本原則を理解させること。食用動物加工や消費者に影響する法令の策定や適用も含む(例えば、生体検査、解体後検査、要証明事項など)。微生物学的・物理的食品媒介ハザードの同定、検査、サンプリングの手法。各国の事情および国際貿易に影響する事項に力点を置く。
コミュニケーション	全期間を通じて	X	・コミュニケーション技術	・運営管理	獣医学教育機関に入学するにあたって、人文科学を理解し、コミュニケーション能力を備えていることが前提。口頭および文書でのコミュニケーション能力は教育課程を通して、関連する教科の中で教授する。書く、公の場で話す、批判的に読み・考えることにつき、母国語で習熟することに加え、OIEの公用語のうち少なくとも一つでも初歩的な能力を持つこと。 9

4. 継続教育についてのガイドライン

獣医行政を担う公務員獣医師はもとより、国から委託を受け、家畜防疫に関与することがある民間獣医師にとっても継続教育は必要である。



位置づけ：

国の獣医サービスに係る活動のための継続教育につき、その種類、どのような人にどのような内容の教育が必要なのか示すガイドライン。



教育機会の種類：

雇用サイド(獣医当局)による訓練、国際機関や獣医関係団体の開催するコンフェレンスへの参加、通信教育、実地訓練(OJT)など

国の獣医サービスに関与する民間獣医師にとって必要なトピック

獣医当局で働く獣医師にとって必要なトピック

獣医当局で上級獣医師として働く獣医師に追加的に必要なトピック

5. 獣医学教育機関のTWINNING

(2012年5月総会で実施を決議)

OIEは、獣医学教育機関及び獣医事法定機関の姉妹提携手続きの作成を完成させ、各国政府、地域・国際機関やドナーにその支援を求める。



位置づけ：

- ・ 姉妹提携は獣医学教育機関の能力育成の一環
- ・ 教育機関の水準の評価・査定や適格性の認定とは無関係
- ・ 世界銀行が個別プロジェクトに支援を予定



背景：

- ・ 新卒者が備えているべき資質能力やモデル・コア・カリキュラムをどうやって定着させるか (途上国、移行期にある国が主眼)
- ・ 研究所の姉妹提携での経験

概要：

- ・ 両機関の学長・学部長、当該国のOIE代表、OIE事務局長の合意
- ・ 対象分野は、教育内容の改善、教員や学生の交換研修、共同研究、施設設備の改修のための投資計画準備など必要に応じて柔軟
- ・ OIEの支援は2年以上3年未満

6. 第3回グローバル・コンフェレンス

(2012年5月総会で開催を決議)

OIEは、関係国政府や提携機関と協力し、獣医学教育についての第3回グローバル・コンフェレンスを開催し、その中には国の獣医事法定機関の役割と責任を議論する場も設ける。

第1回 2009年 パリ

獣医サービスを遂行するために新卒獣医師が備えているべき最低限の資質能力の策定の必要性を認識。

第2回 2011年 リヨン

最低限の資質能力に対応するコア・カリキュラムの作成を支持、獣医事法定機関の役割を認識、獣医学教育の分野で姉妹提携の概念を進めることを支持。

第3回 2013年 12月 フォス・ド・イグアス(ブラジル)

12

6. 第3回グローバル・コンフェレンス

(予定されている概要)

世界の獣医学教育機関をOIEのガイドラインに基づいてさらに調和させる必要性や、その質と倫理を確保するため、獣医師および獣医補助者を規制するにあたっての獣医事法定機関の役割の強化を議論する。

- ・ 獣医学教育現状、獣医事法定機関の実態を分析する
- ・ 獣医事法定機関の一般原則や好事例を紹介する
- ・ 獣医サービス、獣医学教育、獣医事法定機関に関するOIE基準や提言への認識を高める
- ・ 公的獣医および民間獣医の両方について、獣医法定機関の管理する法的枠組みにおける役割と責任への認識を高める
- ・ 途上国における問題や優先順位を含め、獣医学教育と獣医事法定機関についての加盟国における経験を概観する
- ・ 獣医学教育機関や獣医事法定機関の姉妹提携やOIEのPVSの枠組みの中の要素を活用して、OIE加盟国がいかにしてガバナンスを高めることができるかを議論する
- ・ 途上国の獣医サービスに対し、その必要性に応じてどのような支援ができるかを検討する
- ・ 獣医学教育や獣医事法定機関の改善・強化のために、OIEのPVSの枠組みの中でさらに何が必要か、なにが優先事項であるかについて、議論を開始する

13

Thank you for your attention



Organisation
Mondiale
de la Santé
Animale

World
Organisation
for Animal
Health

Organización
Mundial
de Sanidad
Animal